

◆議員提出議案第 8 号 「箕面市議会政務活動費の交付に関する条例廃止の件」

議員提出議案第 8 号 「箕面市議会政務活動費の交付に関する条例廃止の件」につき、簡潔に質疑をおこないます。

「政務活動費」の使途をめぐっては、各地の地方議会で問題が発覚し、そのことが政治不信を招く一端ともなっています。

しかし、そもそも政務活動費は地方自治法で規定され、各議会で条例にその運用を明記することになっています。問題になっている議会では、その運用ルールがあいまいになっているため議会事務局でもチェックができない、あるいは甘くなっていた、ということではないでしょうか。

しかし箕面市では 1 円から領収書を必要とし、後援会発行の通信や個人事務所での費用には充当できないほか、各種研究会などの会費にも使えないなど、ルールや運用、チェック体制が厳格であるため、今、話題になっている不祥事が発生する余地が殆んどありません。そのうえ、今年度からは政務活動費報告書の一切は市役所の情報公開コーナーに設置され、いつでも市民のみなさんが自由に閲覧できる体制をとっています。これは箕面市議会の議会改革検討会議の成果でもあります。

このように箕面市議会では政務調査費や政務活動費の不正事件が発覚する以前から、厳格な運用について議論され、また、発展的に改革してきた経緯があります。提案者がそのことをどのように考えておられるのか、また市民のみなさんへの説明責任や公開性、「身を切る改革」の考え方等について、以下の質問をいたします。

さて発言通告していましたが 1 点目の「政務活動費の位置づけについて」、および 2 点目の「箕面市の政務活動費の運用の課題について」に関しては先の二石議員さんの質疑と重複しますので、割愛します。

3 点目 議員報酬における政務活動の透明性について質問します。

さきほどの提案者のご答弁では、政務活動費を廃止し、報酬から捻出すればよい、また事務局の負担軽減になる、とのことでした。

政務活動費の収支報告書は、詳細な書類を添付し、各議員や会派が、いつ・どこで・どのような研修や調査・研究、報告や広報活動を行ったのか、手に取るように分かる資料となっています。

政務活動費の廃止により、各議員がどのような調査・研究・研修活動を行っているのか、市民の皆さんには大変見えにくくなります。「市民に開かれた議会」を合言葉に改革を進めてきた箕面市議会の方向性に逆行することとなります。提案者はこの件につき、どのようにお考えでしょうか。

4点目に、議員報酬の課題についてお伺いします。

財源確保が目的であるならば、政務活動費を残し、報酬削減を行うという選択肢もあると思いますが、そうしなかった理由をお聞かせください。

また「期末手当に含まれている役職加算20%を廃止すること」について、どのようにお考えでしょうか？

この役職加算手当は、1991年の人事院勧告を受けて導入されたものですが、当時の国家公務員と民間給与の格差の是正を目的としたこの制度は、いまや当初の役割を終えているばかりか、今日では逆に民間平均給与が低くなっており、この制度を適用し続ける根拠がありません。すでに、この役職加算を廃止・凍結している市もあります。「納税者の視点で迅速に意思決定する」という提案者の視点では、この件についてどのようにお考えなのでしょうか。

次に、箕面市競艇運営審議会報酬についてですが、箕面市の他のほとんどの審議会報酬が月額7,400円なのに対し、箕面市競艇運営審議会報酬は月額で一人1万8千円～1万9千円となっています。この審議会は年4回程度の開催であり、委員は、現在、全員が箕面市議会議員です。提案者はこの報酬のあり方についても検討の余地があるとお考えでしょうか。

以上、これらの市民感覚では理解しがたい報酬を、議員が得ていることについて、提案者の見解をお聞かせください。

以上、質問といたします。

【再質問】

ただ今のご答弁に対しまして、再質問いたします。

政務活動費を廃止して、活動にかかわる市民への説明責任や透明性の担保について、具体的にどのような手法で行うのか、説明を求めます。

また、競艇運営審議会では、報酬の議論はできません。私が提案すればよい、というのではなく、提案者はこの件についてどう考えるのかをお尋ねしていますので、ご答弁をよろしく願いいたします。